

公務員の特別休暇（夫・父親のための休暇）

○ 配偶者出産休暇（昭和 61 年改正時に創設）（有給）

出産に伴い必要と認められる入院の付き添い等を行う場合に、2 日の範囲内の期間。（平成 17 年改正により、入院中の世話などについても取得できるように要件が緩和され、1 時間単位で分割して取得できるよう取得方法が弾力化された）

◆人事院規則 15-14

（特別休暇）

第二十二條

九 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 人事院が定める期間内（※職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日）における二日の範囲内の期間

導入経緯；

核家族化の傾向に伴い、職員の妻の出産のための病院の入退院の付き添い等を職員自身が行わなければならない場合が増加しており、また、民間企業において普及率が高かったこと等を考慮され導入された。

なお、期間については、通常の出産に伴う付き添い等の手伝いはこの範囲で行われているという実態に基づいたものとされている。

利用状況；

5,034 人（平成 15 年）

※割合は出していない。

○ 男性職員の育児参加のための休暇（平成 17 年創設）（有給）

妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に対し、5 日の範囲内の期間。（1 時間単位で分割して取得可能）

◆人事院規則 15-14

(特別休暇)

第二十二條

十 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における五日の範囲内の期間

導入経緯；

当該期間は夫たる男性職員の育児参加が最も必要とされる時期であり、また、子育ての最初の段階で育児に積極的にかかわることをきっかけとして、その後の育児への関心や参加の度合いが高まる効果も期待できることから導入された。(平成16年に出された「多様な勤務形態に関する研究会」の中間とりまとめにおいて提言されたもの。)

なお、日数については、「仕事と子育ての両立支援の方針について」(平成13年7月6日閣議決定)において「父親の産休5日間」がうたわれていることや次世代法に基づく行動計画策定指針において「5日間程度」の休暇の取得促進が掲げられていることを踏まえ、連続取得すればある程度まとまった時間を子どもと過ごすことができる日数として「5日の範囲の期間」としている。

利用状況；

2,301人、同年度に子どもが生まれた男性職員の約30%(平成18年度)

仕事と子育ての両立支援策の方針について(抄)

I. 両立ライフへ職場改革

1 基本方針

(2) 育児休業制度ならびに出産休暇の十分な活用を求める。とりわけ男性の育児休業取得を奨励するとともに、父親の出産休暇の全員取得をめざす。(「父親の産休5日間」)

2 具体的目標・施策

(2) 育児休業制度と出産休暇の十分な活用

育児休業制度の広報を一層積極的に行い、男性の育児休業取得を奨励する。また、配偶者の出産時における父親の出産休暇について、育児休業の制度を活用して取得が可能であることを広くPRする。